

2-3-2. 研究部会 会則 [鑄鉄鑄物研究部会] [ゆうちょ銀行対応]

	会則内容
第1条	(名称) この部会は、公益社団法人日本鑄造工学会東海支部の研究部会委員会に属する研究部会（以下、部会）という。
第2条	(目的) 部会は、東海支部及び会員の活性化のための支部事業活動の一環として鑄造に関する技術を調査・研究し、技術情報を共有化することで部会員の技術力を高めることを目的とする。
第3条	(構成) 部会は、東海支部会員の要望と関心の高い分野に関する常設部会として設ける。 ・鑄鉄鑄物研究部会 [設立日 '66 (昭和41) 年4月] ・ 非鉄鑄物研究部会 [設立日 '86 (昭和61) 年6月] ※規約No.2-3-1参照 ・ 鑄造先端プロセス研究部会 [設立日 '97 (平成9) 年7月8日] ※規約No.2-3-1参照 部会の所在地は部会長、もしくは部会役員 の所属先の所在とする。 ・鑄鉄鑄物研究部会 部会所在地 桑名市桑部1053-1 (部会事務局) なお、部会の新設、廃止に関しては理事会の議決を経て行う。
第4条	部会ごとに次の役員及び事務局を置く。 (鑄鉄鑄物研究部会 役員名簿を別紙に記載する) (1) 部会長 (代表者) 1名 ※1 (2) 代表幹事 1名 ※1 (3) 幹事 10名程度 ※1 (4) 顧問 若干名 必要に応じて置く ※2 (5) 事務局 (会計) 1名 ※1 ※1 サポート部会員も配置可。 ※2 サポート部会員として登録
第5条	部会の会員 (以下、部会員) は大学・研究室、試験研究機関及び企業及び有識者とする。 また、部会運営をサポートする者も会員 (以下、サポート部会員) とする。
第6条	部会は重複して加入することができる。入会の承諾は部会ごとに決定するものとする。
第7条	(会議及び運営) 部会は年間を通じ数回以上の事業 (例会) を開催し、研究活動を行う。事業内容を議事録として残す。
第8条	部会長は、部会を統括、必要に応じて役員会を開催、次の事項の運営管理を行う。 また、定期的に理事会及び総会 (4月中旬開催) にて報告する。 (1) 部会の事業計画の立案、進捗状況、研究活動成果報告 ※総会報告資料に掲載、総会で報告する。 (2) 部会の実施事業の予算立案検討、管理、収支決算報告 (3) 定期的な (1回/3~4年) 活動報告書の刊行 (4) 表彰制度を活用した優秀人材の育成フォロー ※研究部会委員会で担当する「表彰候補者リスト」作成サポートを含む
第9条	部会員およびサポート部会員は部会の目的達成のために、部会運営に協力にする。
第10条	事業計画に関する検討に際しては財務/会計と連携を取り、公益社団法人化に伴う内閣府からの指導に基づき、年度収支予算を適切に立案、見直する。
第11条	(委嘱) 部会長は理事会において選任され、支部長が委嘱する。
第12条	部会の代表幹事、幹事、事務局 (会計) は部会長が委嘱する。
第13条	(任期) 役員及び事務局 (会計) の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
第14条	(退会) 部会員が退会を希望する場合には、書面 (形式自由) にて退会届を部会に提出する。
第15条	(会費) 部会員は部会ごとに会費を納入する。会費は4月に起算して、理事会で部会ごとに承認を得た年会費とする。
第16条	(経費) 部会の経費は、会費、支部の特別会計 (研究部会基金) 及びその他から支弁する。 各部会は理事会にて承認された報告書作成積立金 (研究部会基金) を支部会計に支払うものとする。 但し、部会を運営するにあたり経費不足を来す場合は、研究部会委員会の同意を得て、参加費や資料費などの実費を部会員およびサポート部会員から徴収することができる。

会則内容	
第17条	(会計年度) 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
第18条	(規程の改廃) 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. 本会則は「公益社団法人化対応」「支部事業の円滑な運営」を目指し、支部運営改革委員会（委員長：寺嶋支部長）で'15（平成27）年度から取り組んできた「常設委員会の業務分掌及び活動内容」の明文化に併せて改定したものである。
2. これまでの研究部会の変遷
 [鑄鉄鑄物研究部会]
 ・'66（昭和41）年4月：鑄鉄研究部会 設立
 ・'77（昭和52）年4月：砂型研究部会 設立
 → '80（昭和55）年 有機鑄型研究部会、無機砂型研究部会に分かれて活動 → '90（平成2）年に砂型研究部会に統合
 ・'03（平成15）年6月11日：鑄鉄研究部会、砂型研究部会の統合→鑄鉄鑄物研究部会（名称変更）（現在に至る）
~~—[非鉄鑄物研究部会]— ※規約No.2-3-1参照~~
~~—'86（昭和61）年6月—：非鉄鑄物研究部会 設立（現在に至る）—~~
~~—[鑄造先端プロセス研究部会]— ※規約No.2-3-1参照~~
~~—'90（平成2）年11月15日—：精密鑄造研究部会 設立—[～'97（平成9）年3月10日活動終了]—~~
~~—→'97（平成9）年7月8日—：鑄造先端プロセス研究部会 設立—（現在に至る）—~~
3. これまでの会則改定履歴
 <規約No.2-3-1>
 ・'71（昭和46）年4月1日 会則制定
 ・'95（平成7）年4月1日改定
 ・'17（平成29）年3月10日改定
 ・'20（令和2）年3月20日改定：表彰制度を活用した優秀人材の育成フォロー、帳票スタイル変更
 ・'21（令和3）年10月29日改定：研究部会情報追記（研究部会名称および設立、所在地、代表者等の明記）、会員構成追記
 <規約No.2-3-2>
 ・'22（令和4）年4月1日登録：鑄鉄鑄物研究部会 会則（ゆうちょ銀行対応）として個別登録。

本会則は、日本鑄造工学会東海支部 研究部会の運営規約であることを証明する。
 この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

2022年 4月 1日

鑄鉄鑄物研究部会 部会長

住所 〒411-0905 静岡県駿東郡射水町長澤1157
 名前 菅野 利猛 印

第4条 2022年度 鑄鉄鑄物研究部会 役員名簿

役職	定員	氏名	所属	住所
部会長（代表者）	1	菅野 利猛	(株)木村鑄造所	〒411-0905 静岡県駿東郡射水町長澤1157
代表幹事	1	大竹 剛志	トヨタ自動車(株) 三好工場・明知工場	〒470-0214 みよし市明知町西山1番地
幹事	10	前田 安郭	大同大学 工学部	〒457-8530 名古屋市南区滝春町10-3
		川島 浩一	(株)マツバラ	〒501-3924 関市迫間大下 1-1
		尾村 直紀	産業技術総合研究所	〒463-8560 名古屋市守山区下志段味穴が洞2266-98
		近藤 義大	三重県工業研究所金属研究室	〒511-0937 桑名市大字志知字西山208
		長倉 啓太	トヨタ自動車(株)	〒471-8571 愛知県豊田市トヨタ町1番地
		市野 善三	新東工業(株)	〒442-0061 豊川市穂ノ原 3 - 1
顧問	若干名	西尾 敏幸	産業技術総合研究所	〒463-8560 名古屋市守山区下志段味穴が洞2266-98
事務局（会計）	1	曾根 孝明	(株)瓢屋	〒511-0923 桑名市桑部1053-1